

## 下請状況実地調査について

## 1 目的

県発注工事における元請・下請関係の適正化をさらに徹底するため、「福島県元請・下請関係適正化指導要綱」の遵守状況を実地調査し、必要な指導を行う。

## 2 実施方法

## (1) 調査時期

平成23年度下半期

## (2) 調査対象工事

平成23年度に竣工する工事のうち、低価格入札により契約した工事などの落札率が低い工事から10件程度抽出

## (3) 調査対象者

- ① 県から直接工事を請け負った元請
- ② 上記①に続く下請契約における請負者

## (4) 調査内容

## ① 調査項目

## a 下請契約の適切性

## 1) 下請代金の決定過程

- ・注文は適正な見積りで行われたか
- ・代金決定で強制は無かったか など

## 2) 契約方法及び内容変更への対処

- ・契約締結は適正に行われたか
- ・資機材の調達、手戻り工事で強制は無かったか など

## 3) 下請代金の支払状況

- ・完成後は支払いまで適正に行われたか
- ・不払いなどの強制は無かったか など

b 施工体制の適切性

1) 下請通知書と現場作業の整合性

- ・記載ない下請や労務者は無かったか
- ・不適切な下請は無かったか                      など

2) 下請施工への関与

- ・元請は施工や安全に係る指導を適正に行ったか
- ・一括下請負をしていないか                      など

② 調査方法

調査対象者の事業所を個別訪問し、関係書類の確認・照合及び関係者からの聞き取り

### 3 結果の取扱い

(1) 実地調査において、建設業法又は福島県元請・下請関係適正化指導要綱に違反する事実が確認された場合、違反した者及びその者を指導する立場にある者（県から直接工事を請け負った元請や違反した者の元請）に対して指導を行う。

(2) 県の指導に対して、請負者の対応が適切になされない場合には、入札参加制限、工事成績評定の減点などを行う。

(3) 実地調査の結果は、入札制度等監視委員会へ報告して意見を受け、入札制度や元請・下請関係適正化強化の方策の検討に反映する。

なお、調査対象者（県から直接工事を請け負った元請を除く。）が特定される情報は非公表とする。